

## 金融商品の取引等に関する規程

平成31年規程第12号  
平成31年1月21日制定  
令和3年1月14日改正  
令和3年4月23日改正  
令和5年3月6日改正

### (目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の金融商品の取引等について必要な措置を定め、もって役員等による職務遂行の公正性及び管理運用法人に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 臨時職員及び派遣契約職員を含む職員をいう。
- (2) 株式等 株式（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。）をいい、個別銘柄を指定して取引等を行うものをいう。）及び私募ファンド（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利であつて、同条第3項に規定する有価証券の私募が行われたものをいう。）をいう。
- (3) 投資信託受益証券等 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資証券並びに外国投資証券をいう。
- (4) 金融商品 預貯金、有価証券等（株券、社債券、投資信託受益証券その他の有価証券及び有価証券とみなされる権利、抵当証券並びに商品投資受益権をいう。）、保険その他資産運用又は投資を目的とする商品をいう。
- (5) 取引等 金融商品の預入、引出し、取得、処分又は契約の締結、解約若しくは内容の変更、株式等に係るデリバティブ取引（これに類似する取引を含む。）その他資産運用又は投資を目的とする行為をいう。
- (6) 取引先 管理運用法人と契約関係にある業者であつて、管理運用法人に出入りするものをいう。

(法令等の遵守)

第3条 役員等は、金融商品の取引等を行う場合は、法令及びこの規程等を遵守しなければならない。

(取引等の禁止等)

第4条 役員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 自己又は他人の名義をもって株式等の取引等を行うこと。

(2) 自己又は他人の名義をもって投資信託受益証券等（運用対象に株式等を含むものに限る。以下この号及び次条において同じ。）の取得後1年以内に同銘柄の投資信託受益証券等を処分すること又は投資信託受益証券等の処分後1年以内に同銘柄の投資信託受益証券等を取得すること。

(3) 自己又は第三者のために、取引先に金融商品の取引等の取次ぎをさせること。

2 役員等は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第73条において準用する第25条第1項の運用の指図において、前項第1号及び第2号に掲げる行為を行ったときは、速やかに、確定拠出年金運用指図報告書（様式1）を審査委員会に提出して報告しなければならない。

(特定取引等の承認)

第5条 前条の規定にかかわらず、役員等は、次に掲げる場合には、審査委員会の承認をあらかじめ受けて、同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（職務上知ることができた秘密を利用することによるもの及び職務上の地位又は職務を利用したものを除く。以下「特定取引等」という。）を行うことができる。

(1) 租税公課の支払いに充当する場合

(2) 役員等になる前に締結された契約の履行として行われる場合

(3) 企業合併による株式交換その他関係法令の規定による取引等として行われる場合

(4) 前各号に準ずるやむを得ない事情があると認められる場合

(特定取引等の承認の手続等)

第6条 役員等は、前条の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする日の10日前までに、特定取引等承認申請書（様式2）を審査委員会に提出して申請しなければならない。

2 役員等は、前項の申請に対する承認を受けたときは、その承認の日から5営業日以内に限り、当該承認に係る特定取引等を行うことができる。当該特定取引等を行ったときは、速やかに、証券会社等が発行する取引報告書の写しを審査委員会に提出して報告しなければならない。

(審査委員会の設置)

第7条 特定取引等に関し、審議及び承認を行い、又は報告を受けるため、管理運用法人に、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員長は、コンプライアンス・オフィサーとする。

(違反行為への対処等)

第8条 役員等がこの規程に違反し、又はそのおそれがある場合は、コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス・オフィサーが当該役員等である場合は、コンプライアンス・オフィサー代行）が指名する者が調査を行う。ただし、内部通報及び外部通報に関する規程第5条第2項の調査が行われる場合はこの限りでない。

2 前項の規定により調査を行った者は、理事長に対し当該調査の結果を報告しなければならない。

（派遣労働者に係る契約）

第9条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する派遣労働者については、同法に規定する労働者派遣契約の契約内容のほか、この規程の目的を達成するための事項を規定して、労働者派遣契約を締結するものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

（規程の制定又は改廃）

第11条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 1. 14改正）

この改正は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3. 4. 23改正）

この改正は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 6改正）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

（様式1）確定拠出年金運用指図報告書

（様式2）特定取引等承認申請書